

天理市上下水道局公告第8号

令和5年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和5年4月12日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部